

令和8年（行ウ）第90号 情報公開手数料納付決定取消等請求事件

原告 中林 純

被告 国

答 弁 書

令和8年9月2日

大阪地方裁判所第2民事部合議1係 御中

被告指定代理人

〒530-0047 大阪市北区西天満一丁目11番4号

大阪法務局北分庁舎

大阪法務局訟務部（送達場所）

（電 話 06-6311-9336）

（FAX 06-6311-9337）

部 付 五味 亮 一

訟 務 官 作 間 友 里

法 務 事 務 官 石 田 悠 人

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目1番1

北海道開発局

開発監理部総務課

開 発 調 査 官 橋 爪 鉄 也

課 長 補 佐 高 野 裕 介

上 席 専 門 官 佐々木 大 輔

上 席 専 門 官 藤 盛 征 仁

事業振興部工事管理課

工事契約管理官 本 田 光 弘

(目次)

第 1	請求の趣旨に対する答弁.....	5
第 2	事案の概要等.....	5
1	原告の訴えの概要.....	5
(1)	主位的請求に係る訴え.....	5
(2)	予備的請求に係る訴え.....	5
2	被告の本案前の主張の要旨.....	6
第 3	本案前の答弁の理由.....	6
1	本件の事実経過.....	6
2	関係法令について.....	6
(1)	関係法令の定め.....	6
(2)	開示実施手数料の額が定まる法令上の仕組み.....	6
3	主位的請求に係る訴えが不適法であること.....	8
(1)	処分性の定義.....	8
(2)	本件開示実施手数料記載部分は、原告が本件文書の開示の実施を受けるに 当たっての開示実施手数料の額を形成し又は確定するものではないこと .	8
(3)	本件開示実施手数料記載部分は、本件開示決定の一部を構成するものでは ないこと.....	9
(4)	原告の主張に対する反論.....	9
(5)	まとめ.....	12
4	予備的請求に係る訴えが不適法であること.....	12
(1)	確認の利益を認める基準.....	12
(2)	原告に、開示実施手数料の支払義務の不存在について、確認の利益はない こと.....	12
(3)	原告の主張に対する反論.....	13
(4)	まとめ.....	13

第 4	結語.....	14
-----	---------	----

第 1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の訴えをいずれも却下する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第 2 事案の概要等

1 原告の訴えの概要

本件は、北海道開発局長（以下「本件処分行政庁」という。）が令和 8 年 2 月 6 日付けでした、2014 年度から 2023 年度の間に北海道開発局が発注した工事に係る入札順位証明書（以下「本件文書」という。）を対象文書とする行政文書開示決定（以下「本件開示決定」という。）を受けた原告が、本件開示決定に基づき、本件文書の開示の実施を受けるに当たり、開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）の額が 1900 円を超えるか否かが争われ得る事案である。

原告は、本件文書の開示実施手数料の額を争うに当たって、次の 2 つの訴えを定立した。

(1) 主位的請求に係る訴え

主位的請求に係る訴えは、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3 条 2 項に定める処分の取消しの訴えとして、本件開示決定のうち、「開示実施方法を「電磁的記録を CD-R に複製したものの交付（PDF ファイル）」とする場合の開示実施手数料を金 3,245,650 円と決定した部分」（以下「本件開示実施手数料記載部分」という。）の取消しを求めるものである。

(2) 予備的請求に係る訴え

予備的請求に係る訴えは、行訴法 4 条後段に定める実質的当事者訴訟として、本件開示決定に基づき本件文書の開示の実施を受けるに当たり、1900 円を超える開示実施手数料の支払義務の不存在確認を求めるものである。

2 被告の本案前の主張の要旨

しかしながら、本件開示実施手数料記載部分は、処分性がないから、本件開示実施手数料記載部分の取消しを求める主位的請求に係る訴えは不適法である。

また、開示実施手数料の支払義務の確認を求める訴えは、確認対象が不適である上、即時確定の利益もないから、確認の利益を欠き、不適法である。

以下、詳論する。

第3 本案前の答弁の理由

1 本件の事実経過

訴状第2の2(1)～(5)(ただし、(4)イのうち「1900円」を相当と考えた理由」から「本件開示実施手数料相当額となる。」までを除く。訴状5～8頁)記載のとおりである。

2 関係法令について

(1) 関係法令の定め

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)
及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(以下「情報公開法施行令」という。)の主な定めは、別紙1及び別紙2のとおりである。

(2) 開示実施手数料の額が定まる法令上の仕組み

ア 開示実施手数料の額は、行政文書の開示を受ける者の開示実施方法等申出の内容によって、当然かつ自動的に定まるものであること

情報公開法は、行政文書の開示請求(情報公開法3条、4条)に対する行政庁の応答としての開示決定等(同法9条1項)がされた後、開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者においてする、その求める開示の実施方法等の申出(以下「開示実施方法等申出」という。同法14条2項)と、これに応じてされる開示の実施手続(以下「開示実施手続」という。同条1項)とを別に規定している。

そして、開示実施方法等申出は、開示決定をした行政機関の長に対し、書面により、求める開示の実施方法、開示決定に係る行政文書の一部について開示の実施を求める場合にあってはその旨及び当該部分等について、申し出なければならない（情報公開法 14 条 2 項、情報公開法施行令 10 条 1 項、11 条 1 項）。また、行政文書の開示を受ける者は、開示実施方法等申出をする書面に、収入印紙を貼って、開示実施手数料を納めなければならないが（情報公開法 16 条 1 項、情報公開法施行令 13 条 3 項）、開示実施手数料の額は、行政文書の種別ごとに、開示の実施の方法に応じて、開示の実施を受ける行政文書の数量等を加味して、機械的に定められている（同条 1 項 2 号、別表）。

このように、開示実施手数料の額は、行政文書の開示を受けようとする者において、開示の実施を求める範囲及び求める開示の実施方法を自ら決定することにより、情報公開法施行令の定めに従って、当然かつ自動的に定まるものである。そうであるからこそ、開示の実施を受ける者は、開示実施方法等申出をする書面に、自らが求める開示の実施方法及び開示の実施を求める行政文書の範囲に応じて、所定の収入印紙を貼って、開示実施手数料を納めることができる。

イ 開示決定通知書における開示実施手数料の額の記載は、開示実施手数料の総額を確定させるものではないこと

開示決定等は、開示請求者に対し書面により通知される（情報公開法 9 条 1 項）。そして、この書面には、開示決定に係る行政文書について求めることができる開示の実施の方法や、その開示の実施の方法ごとの開示実施手数料の額等を記載するものとされている（情報公開法施行令 6 条）。これらの事項を記載するものとされている趣旨は、開示決定を受けた者が開示の実施を受けるために必要となる事項を通知する点にある（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」98頁）。

開示決定通知書に記載された開示実施手数料の額は、開示される行政文書の種類に応じ、選択し得る開示の実施方法ごとに、情報公開法施行令 13 条 1 項 2 号、別表に規定する金額（単価）及びその全ての開示の実施を受ける場合に必要の開示実施手数料の額を、参考として通知されるものにとどまり（乙 1・12～13 頁）、この額は、情報公開法施行令 13 条 1 項 2 号、別表に規定する開示の実施方法ごとの開示実施手数料の額（単価）に、開示決定に係る行政文書の総量を乗じるなどして、機械的に算出されるものである。そして、この額が明らかになっても、開示実施手数料算定の基礎となる開示請求者が開示の実施を求める範囲や求める開示の実施方法はいまだ確定していない以上、開示を受けようとする者が自ら決定した開示の実施を求める範囲及び求める開示の実施方法に応じ、具体的に納めるべき開示実施手数料の総額は確定しない。

したがって、開示決定通知書における開示実施手数料の額の記載は、開示実施手数料の総額を確定させるものではない。

3 主位的請求に係る訴えが不適法であること

(1) 処分性の定義

原告の主位的請求に係る訴えの法的性質は処分の取消しの訴え（行訴法 3 条 2 項）であるところ、その対象は、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」である。

ここにいう「行政庁の処分」とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう（最高裁昭和 39 年 10 月 29 日第一小法廷判決・民集 18 卷 8 号 1809 頁）。

(2) 本件開示実施手数料記載部分は、原告が本件文書の開示の実施を受けるに当たっての開示実施手数料の額を形成し又は確定するものではないこと

前記 2 (2) で述べたとおり、開示実施手数料の額は、行政文書の開示を受け

る者の開示実施方法等申出の内容によって、当然かつ自動的に定まるものである。そして、開示決定通知書における開示実施手数料の額の記載は、開示実施手数料の総額を確定させるものではなく、開示決定を受けた者に対し、その便宜のため、全ての開示の実施を受けるために必要となる開示実施手数料の額を通知した単なる事実行為にとどまる。

そのため、本件開示実施手数料記載部分は、本件処分行政庁が、原告に対し、本件文書の開示の実施に当たっての開示実施手数料の額を形成し又は確定する効果を有していない。

したがって、本件開示実施手数料記載部分は、「処分」に当たらない。

(3) 本件開示実施手数料記載部分は、本件開示決定の一部を構成するものではないこと

なお、前記 2 (2) イで述べたとおり、本件開示実施手数料記載部分は、本件開示決定を受けた原告に対し、その便宜のため、本件文書全ての開示の実施を受けるために必要となる開示実施手数料の額を通知したにとどまるから、本件開示実施手数料記載部分は、本件開示決定の法効果について、法律で規定された事項以外の内容を付加したものではない。

したがって、本件開示実施手数料記載部分は、本件開示決定の一部を構成するものではない。そのため、本件開示実施手数料記載部分が、本件開示決定の一部を構成することを前提として、本件開示決定のうち本件開示実施手数料記載部分の取消しを求めることはできない。

(4) 原告の主張に対する反論

ア 開示実施手数料の納付義務の発生時期に関する主張について

原告は、開示決定に係る通知を受けた時に、開示実施手数料の納付義務が発生し、その具体的な範囲が確定すると主張する（訴状 13～14 頁）。

しかしながら、後記 4 で述べるとおり、開示実施手数料の「納付義務」が観念できるか否かはともかく、開示請求者が開示決定の通知を受けた時

点では、開示請求者（行政文書の開示を受ける者）が、どの開示方法を選択するのか、開示決定に係る行政文書のうちどの範囲の行政文書の開示の実施を受けるのかについては、決まっていない。そして、開示実施手数料は、行政文書の種別ごと、開示の実施方法に応じて、開示の実施を受ける行政文書の数量を加味して、機械的に定められている（情報公開法施行令 13 条 1 項 2 号、別表）。そのため、開示決定がされた時点では、開示実施手数料の総額は確定しない。

このことは、原告自身も認めているとおり、開示決定を受けたとしても、開示実施方法等申出をしないなど行政文書の開示の実施を受けない場合には、開示実施手数料を納付することを要さないことに照らし、明らかである。開示実施手数料の納付義務が、開示決定を受けた時に発生し、その具体的な範囲が確定するという原告の主張は、行政文書の開示の実施を受けない場合には、開示実施手数料の納付を要さなくなることと矛盾する。

この点について、原告は、開示実施手数料が開示の実施の反対給付としての性質を有することによって説明しようとするものと解されるが、一旦発生して確定した開示実施手数料の「納付義務」の帰すうは明らかでない。

また、開示決定に記載されている当初申し出た方法以外の方法により開示の実施を受けようとする場合において、開示決定に記載されている当初申し出た方法による開示実施手数料の額が、実際に受けようとする開示の実施の方法による開示実施手数料の額より少額である場合には、その差額に係る開示実施手数料の「納付義務」がいかにか定まるのか、明らかではない。

このように、原告の主張には理由がない。

イ 開示決定において開示実施手数料の通知を受けた時点で、開示請求権の全面的な侵害が生じるとの主張について

原告は、開示決定における開示実施手数料の通知が法令に違反している

場合、開示請求者（行政文書の開示を受ける者）がこれを不服として所定の収入印紙を貼らないでいると、開示の実施を受けることができないし、所定の収入印紙を貼付して開示の実施請求を受けた場合には、本来であれば必要のない出捐を迫られることになるから、開示決定において開示実施手数料の通知を受けた時点で、開示請求権の全面的な侵害を受けることになる」と主張する（訴状１５～１７頁）。

しかしながら、前記２（２）アで述べたとおり、開示実施手数料の額は、開示決定後にされる行政文書の開示を受ける者の開示実施方法等申出の内容により、当然かつ自動的に定まるものであり、開示決定を受けた時点では定まらない（開示決定における開示実施手数料の総額の通知は、前記２（２）イで述べたとおり、開示決定を受けた者に対し、その便宜のため、全ての開示の実施を受けるために必要となる開示実施手数料の額を通知するものにとどまり、開示実施方法等申出の内容に応じた「開示実施手数料が「いくばくであるかについての」当該行政機関の長の「意見が初めて公にされるもの」」ではないから、原告が引用する最高裁昭和４５年１２月２４日第一小法廷判決（民集２４巻１３号２２４３頁）は、本件と事案を異にする。）。そのため、開示決定における開示実施手数料の通知が法令に違反している場合であっても、その後に、開示実施方法等申出に当たって、その申出の内容に応じた開示実施手数料を納めれば、開示の実施を受けることができる。したがって、開示実施手数料の総額が定まる開示実施方法等申出の前にされる開示決定における開示実施手数料の通知を受けた時点で、開示請求権の全面的な侵害を受けることにはならない。

また、開示請求者が、開示決定において違法にされた開示実施手数料の総額の通知どおりの開示実施手数料を納付して開示の実施を受けたとしても、本来の開示実施手数料との差額に相当する部分については、公法上の不当利得返還請求権に基づき返還を求めることができ、事後的な救済を

受けることができる。

このように、原告の主張は理由がない。

(5) まとめ

以上のとおり、主位的請求に係る訴えは、処分性のない行為を対象とする取消訴訟であるから、不適法である。

4 予備的請求に係る訴えが不適法であること

(1) 確認の利益を認める基準

公法上の法律関係についての確認の利益の判断は、民事訴訟におけるそれと変わりはない（秋山幹夫ほか編「コンメンタール民事訴訟法Ⅲ〔第2版〕」76頁）。

一般に、確認の利益は、現に原告の有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在し、これを除去するために、被告に対し、確認判決を得ることが、必要かつ適切な場合に限り許されるものである（最高裁昭和30年12月26日第三小法廷判決・民集9巻14号2082頁）。そして、原告の不安・危険は、現実的なもの、現在のものでなければならない。債務不存在確認訴訟においては、給付訴訟の提起により債務者の地位に対する危険が現実化するからこそ、確認の利益が認められているものと解される（三木浩一ほか「民事訴訟法〔第4版〕」376頁）。

(2) 原告に、開示実施手数料の支払義務の不存在について、確認の利益はないこと

前記2(2)アで述べたとおり、開示実施手数料は、開示の実施に先立って、行政文書の開示を受けようとする者が、開示実施方法等申出をする書面に、自らが求める開示の実施方法及び開示の実施を求める行政文書の範囲に応じ、所定の印紙を貼って納めるものである。このように、開示実施手数料の納付は、開示の実施に当たって先履行の関係にあるから、行政文書の開示を受けようとする者が、その開示の実施を求める範囲及び開示の実施方法に応じた

開示実施手数料を納めない場合には、単に行政文書の開示の実施を受けることができないにとどまり、行政文書の開示を実施すべき行政機関の長の、行政文書の開示を受けようとする者に対する、確定額の開示実施手数料の支払請求権（裏を返せば、行政文書の開示を受けようとする者の開示実施手数料の支払義務）を観念することはできない。

そのため、観念し得ない開示実施手数料の支払義務の不存在を確認したところで、行政文書の開示を受けようとする者の、その開示の実施を求める範囲及び開示の実施方法に応じた開示実施手数料の額は、既判力をもって確定することはなく、何ら紛争は解決しないから、確認対象が不適である。また、行政文書の開示の実施をすべき行政機関の長において、行政文書の開示を受けようとする者に対し、積極的に、その求める開示の実施方法及び開示の実施を求める行政文書の範囲に応じた開示実施手数料の納付を求める給付訴訟を提起することは、およそ想定し得ないから、即時確定の利益もない。

したがって、原告の、開示実施手数料の支払義務の不存在の確認を求める訴えは、確認対象が不適である上、即時確定の利益もないから、確認の利益を欠く。

(3) 原告の主張に対する反論

原告は、より適切な訴えによってその目的を達することができないため、開示実施手数料の支払義務の不存在確認の訴えは適法であると主張する（訴状18～19頁）。

しかしながら、前記(2)で述べたとおり、原告の確認の訴えは確認の利益がないから、開示実施手数料の額を確定するに当たってより適切な訴えがあるか否かについて検討するまでもなく、開示実施手数料の支払義務の不存在確認の訴えは不適法である。

(4) まとめ

以上のとおり、予備的請求に係る訴えは、確認の利益のない確認訴訟であ

るから、不適法である。

第 4 結語

よって、原告の訴えはいずれも不適法であるから、却下されるべきである。

以 上

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

発令　　：平成11年5月14日 号外法律第42号

最終改正：令和8年7月17日 号外法律第62号

改正内容：令和8年7月17日 号外法律第62号[令和8年7月17日]

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律

〔平成十一年五月十四日 号外法律第四十二号〕

〔総理大臣署名〕

行政機関の保有する情報の公開に関する法律をここに公布する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 行政文書の開示（第三条—第十七条）

第三章 審査請求等（第十八条—第二十一条）

第四章 補則（第二十二条—第二十六条）

附則

（開示請求権）

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

（開示請求の手続）

第四条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

2 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（開示請求に対する措置）

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第十四条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- 3 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 4 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初の開示を受けた日から三十日以内に限り、行政機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（手数料）

第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

- 2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。
- 3 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令

発令　　：平成12年2月16日号外政令第41号

最終改正：令和7年6月25日号外政令第226号

改正内容：令和7年6月25日号外政令第226号[令和7年7月1日]

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令

〔平成十二年二月十六日号外政令第四十一号〕

〔総理大臣署名〕

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令をここに公布する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令

内閣は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第一項第四号及び第五号並びに第二項第二号〔現行＝二項三号＝平成二一年七月法律六六号により改正〕、第三条、第九条第一項、第十三条第一項及び第二項、第十四条第一項及び第二項、第十六条第一項及び第三項、第十七条、第三十七条〔平成二一年七月法律六六号により削除〕第二項並びに第四十三条〔現行＝二六条＝平成一三年一二月法律一四〇号・一五年五月六一号・二一年七月六六号により改正〕の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第九条第一項の政令で定める事項）

第六条 法第九条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示決定に係る行政文書について求めることができる開示の実施の方法
 - 二 前号の開示の実施の方法ごとの開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）の額（第十四条第四項の規定により開示実施手数料を減額し、又は免除すべき開示の実施の方法については、その旨を含む。）
 - 三 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示を希望する場合には法第十四条第二項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
 - 四 写しの送付の方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
 - 五 第九条第二項第一号（同号ニに係る部分に限る。）又は第三項第三号（同号ヘに係る部分に限る。）に定める方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項
- 2 開示請求書に前条第一項各号に掲げる事項が記載されている場合における法第九条第一項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 前条第一項第一号の方法による行政文書の開示を実施することができる場合（事務所における開示については、同項第二号の日に実施することができる場合に限る。）その旨並びに前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項（同条第一項第一号の方法に係るものを除く。）並びに前項第二号に掲げる事項
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項
（開示の実施の方法等の申出）

第十条 法第十四条第二項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

- 2 第六条第二項第一号の場合に該当する旨の法第九条第一項に規定する通知があった場合（開示実施手数料が無料である場合に限る。）において、第五条第一項各号に掲げる事項を変更しないときは、法第十四条第二項の規定による申出を改めて行うことを要しない。
（法第十四条第二項の政令で定める事項）

第十一条 法第十四条第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 求める開示の実施の方法（開示決定に係る行政文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
 - 二 開示決定に係る行政文書の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
 - 三 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、当該事務所における開示の実施を希望する日
 - 四 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨
- 2 第六条第二項第一号の場合に該当する旨の法第九条第一項に規定する通知があった場合（開示実施手数料が無料である場合を除く。）における法第十四条第二項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、行政文書の開示を受ける旨とする。
（手数料の額等）

第十三条 法第十六条第一項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。） 開示請求に係る行政文書一件につき三百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合にあっては、二百円）
- 二 開示実施手数料 開示を受ける行政文書一件につき、別表の上欄に掲げる行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（法第十四条第四項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が前号に定める額に相当する額（次のイからハまでのいずれかに該当する場合は、それぞ

れ当該イからハまでに定める額。ハを除き、以下この号において同じ。)に達するまでは無料とし、前号に定める額に相当する額を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が前号に定める額に相当する額を超えるときを除く。)は当該基本額から前号に定める額に相当する額を減じた額とする。

イ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第十三条第一項の規定に基づき、独立行政法人等から事案が移送された場合(ロに掲げる場合を除く。)当該独立行政法人等が独立行政法人等情報公開法第十七条第一項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当する額(以下この号において「開示請求手数料相当額」という。)

ロ 独立行政法人等情報公開法第十三条第一項の規定に基づき独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合 開示請求手数料相当額のうち法第十四条の規定に基づき開示を実施する行政機関の長が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額

ハ 法第十二条の二の規定に基づき独立行政法人等に行政文書の一部について移送した場合 前号に定める額に相当する額のうち法第十四条の規定に基づき開示を実施する行政機関の長が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第一号の規定の適用については、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなし、かつ、当該複数の行政文書である行政文書の開示を受ける場合における同項第二号ただし書の規定の適用については、当該複数の行政文書である行政文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の行政文書である他の行政文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

一 一の行政文書ファイル(公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第五条第二項に規定する行政文書ファイルをいう。)にまとめられた複数の行政文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の行政文書

3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、次の各号のいずれかに掲げる場合を除いて、それぞれ開示請求書又は第十条第一項若しくは前条第一項に規定する書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。

一 次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関が保有する行政文書に係る開示請求手数料又は開示実施手数料を納付する場合

イ 特許庁

ロ その長が第十五条第一項の規定による委任を受けることができる部局又は機関(開示請求手数料については、当該委任を受けた部局又は機関に限る。)であって、当該部局又は機関が保有する行政文書に係る開示請求手数料又は開示実施手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして行政機関の長が官報に公示したもの

二 行政機関又はその部局若しくは機関（前号イ及びロに掲げるものを除く。）の事務所において開示請求手数料又は開示実施手数料の納付を現金であることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該行政機関の長が官報で公示した場合において、当該行政機関が保有する行政文書に係る開示請求手数料又は開示実施手数料を当該事務所において現金で納付する場合

- 4 行政文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか送付に要する費用を納付して、行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、総務省令で定める方法により納付しなければならない。

別表（第十三条関係）

行政文書の 種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画 （二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	百枚までごとにつき百円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	一枚につき百円に十二枚までごとに七百六十円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙一枚につき十円 （A二判については四十円、A一判については八十円）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙一枚につき二十円 （A二判については百四十円、A一判については百八十円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	一枚につき百二十円 （縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリ

		十二枚までごとに七百六十円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき百円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき百二十円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額
	チ 情報通信技術活用法の適用による方法	当該文書又は図画一枚につき十円
二 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙一枚につき十円

	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	一巻につき二百九十円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙一枚につき八十円 (A三判については百四十円、A二判については三百七十円、A一判については六百九十円)
三 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	一枚につき十円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	一枚につき三十円 (縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものについては、四百三十円)
四 スライド (九の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	一巻につき三百九十円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	一枚につき百円 (縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものについては、千三百円)
五 録音テープ (九の項に該当するものを除く。) 又	イ 専用機器により再生したものの聴取	一巻につき二百九十円

は録音ディスク	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	一卷につき四百三十円
六 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	一卷につき二百九十円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	一卷につき五百八十円
七 電磁的記録（五の項、六の項又は八の項に該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙百枚までごとに付き二百円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	一ファイルにつき四百十円
	ハ 用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙一枚につき十円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙一枚につき二十円
	ホ 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再	一枚につき百円に一ファイルごとに二百十円を加えた額

	ものに限る。)に複製したものの交付	
へ	光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したものの交付	一枚につき百二十円に一ファイルごとに二百十円を加えた額
ト	電子情報処理組織を使用する方法	一ファイルにつき二百十円
チ	幅十二・七ミリメートルのオープンリールテープに複製したものの交付	一卷につき七千円に一ファイルごとに二百十円を加えた額
リ	幅十二・七ミリメートルの磁気テープカートリッジに複製したものの交付	一卷につき八百円（日本産業規格X六一三五に適合するものについては二千五百円、国際規格一四八三三、一五八九五又は一五三〇七に適合するものについてはそれぞれ八千六百円、一万五百円又は一万二千九百円）に一ファイルごとに二百十円を加えた額

	ヌ 幅八ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	一卷につき千八百円 (日本産業規格X六一四二に適合するものについては二千六百元、国際規格一五七五七に適合するものについては三千二百円)に一ファイルごとに二百十円を加えた額
	ル 幅三・八一ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	一卷につき五百九十円 (日本産業規格X六一二九、X六一三〇又はX六一三七に適合するものについては、それぞれ八百円、千三百円又は千七百五十円)に一ファイルごとに二百十円を加えた額
八 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	一卷につき三百九十円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	六千八百円(十六ミリメートル映画フィルムについては一万三千元、三十五ミリメートル映画フィルムについては一万百円)に記録時間十分までごとに二千七百五十円(十六ミリメートル映画フィルムについては三千二百円、三十五ミリメートル映画フィルムについては一万三千元)

		ル映画フィルムについては二千六百五十円)を加えた額
九 スライド及び録音テープ (第九条第五項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	一卷につき六百八十円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	五千二百円 (スライド二十枚を超える場合にあっては、五千二百円にその超える枚数一枚につき百十円を加えた額)
備考 一の項ハ若しくは二、二の項ハ又は七の項ハ若しくは二の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。		